

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第111号

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則

京都市公文書管理規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条」を「第22条」に改める。

第9条第1項本文中「保存期間は」の右に「、法令に定めがある場合を除き」を加え、同条第2項中「除く。）は」の右に「、法令に定めがある場合を除き」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)